

# 熊本県公報

第 1 1 5 0 0 号  
平成 19 年 1 月 12 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県私立学校職員生徒表彰規則の一部を改正する規則……………	(私学文書課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定……………	(高齢者支援総室) 2
○指定介護サービス事業所の指定……………	( " ) 2
○都市計画事業の認可……………	(都市計画課) 2
○ "……………	( " ) 2
○建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路の指定……………	(建 築 課) 3
○熊本県林地崩壊防止事業実施要綱の一部改正……………	(森林保全課) 5
○熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱の一部改正……………	( " ) 5
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 6
<b>公 告</b>	
○複写サービス業務 (大型カラー複写機) の一般競争入札……………	(私学文書課) 7
○複写サービス業務 (特殊高速複写機) の一般競争入札……………	( " ) 9
○複写サービス業務 (準高速複写機) の一般競争入札……………	( " ) 11
○複写サービス業務の一般競争入札……………	( " ) 13
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 15
○ "……………	( " ) 16
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの 意見……………	( " ) 16
○ "……………	( " ) 17
○平成 19 年度治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント及び 現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者の把握……………	(農村計画・技術管理課) 17
○土地改良区役員の退任及び就任……………	( " ) 22
○土地改良区役員の退任……………	( " ) 22
○地籍調査成果の認証……………	(農村整備課) 22
○特定非営利活動法人の設立認証申請……………	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 22
○ "……………	( " ) 22
○ "……………	( " ) 23
○ "……………	( " ) 23
○ "……………	( " ) 23
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………	( " ) 24
○ "……………	( " ) 24
○開発行為工事完了……………	(建 築 課) 24
○宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施……………	( " ) 24
○ "……………	( " ) 25
○平成 17 年度熊本県歳入歳出決算の認定に伴う公表……………	(会 計 課) 25
○熊本都市計画道路の変更案の縦覧……………	(都市計画課) 80
○土地改良区役員の退任及び就任……………	(農村計画・技術管理課) 80
○男性警察官用冬服の一般競争入札の実施……………	(管理調達課) 81
○男性警察官用合服の一般競争入札の実施……………	( " ) 84
○開発行為工事完了……………	(建 築 課) 86
<b>登 載 依 頼</b>	
○交通量調査業務委託入札……………	(交通規制課) 88
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程……………	(企 業 局) 92

## 規 則

熊本県私立学校職員生徒表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**熊本県規則第 1 号**

熊本県私立学校職員生徒表彰規則の一部を改正する規則

熊本県私立学校職員生徒表彰規則（昭和 27 年熊本県規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「別記第 1 号様式」を「別記第 1 号様式（第 5 条関係）」に、「学校、」を「学校名、」に改め、「昭和」を削り、「あて」を「様」に改める。

別記第 2 号様式中「別記第 2 号様式」を「別記第 2 号様式（第 5 条関係）」に改め、「昭和」を削り、「あて」を「様」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****熊本県告示第 18 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
菜の花ヘルパーステーション 八代市麦島西町 12 号 5 番地	有限会社マザー	平成 18 年 12 月 25 日

**熊本県告示第 19 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【介護予防訪問介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
菜の花ヘルパーステーション 八代市麦島西町 12 号 5 番地	有限会社マザー	平成 18 年 12 月 25 日

**熊本県告示第 20 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 3 年熊本県告示第 992 号熊本都市計画道路事業 3・4・26 号新町戸坂線
- 3 事業施行期間 平成 3 年 12 月 25 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし

**熊本県告示第 21 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・67 号花園池亀線及び 3・3・14 号野口清水線
- 3 事業施行期間 平成 19 年 1 月 12 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市花園五丁目、上熊本三丁目及び池亀町地内  
使用の部分 熊本市花園五丁目及び上熊本三丁目地内

**熊本県告示第 22 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、熊本都市計画滝川原土地区画整理事業施行区域内の計画道路のうち、次の道路を指定する。  
なお、その関係図書は熊本県土木部建築課及び上益城地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路名称 都市計画道路上島上仲間線（ア）
- 2 幅員 14 メートル
- 3 延長 150 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 813-4
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 829-2

- 1 道路名称 都市計画道路上島上仲間線（イ）
- 2 幅員 14 メートルから 17 メートル
- 3 延長 100 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 2078-5
- 5 終点 嘉島町大字上島 2083-1

- 1 道路名称 区画道路同尻 6 号線（ウ）
- 2 幅員 10 メートルから 13 メートル
- 3 延長 60 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 2198-2
- 5 終点 嘉島町大字上島 2079-1

- 1 道路名称 区画道路上川原 5 号線（エ）
- 2 幅員 8 メートル
- 3 延長 50 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 823-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 815-2

- 1 道路名称 区画道路上川原 1 号線（オ）
- 2 幅員 6 メートル
- 3 延長 20 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 815-3
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 815-2

- 1 道路名称 都市計画道路上島上仲間線（カ）
- 2 幅員 14 メートルから 17 メートル
- 3 延長 50 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 2100
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 812-1

- 1 道路名称 区画道路上川原 1 号線（キ）
- 2 幅員 6 メートル
- 3 延長 40 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 860-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 858-4

- 1 道路名称 区画道路上川原 1 号線（ク）
- 2 幅員 6 メートル
- 3 延長 60 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 824
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 815-3

- 1 道路名称 区画道路上川原 4 号線（ケ）
- 2 幅員 6 メートル
- 3 延長 160 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 819-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 816-1

- 1 道路名称 区画道路上川原 6 号線（コ）
- 2 幅員 6 メートル
- 3 延長 40 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 810-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 814-1

- 1 道路名称 区画道路上川原 9 号線（サ）

- 2 幅員 6メートル
- 3 延長 50メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 811-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 810-1

- 1 道路名称 区画道路上川原10号線(シ)
- 2 幅員 6メートル
- 3 延長 20メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 2125-1
- 5 終点 嘉島町大字上島 2138-2

- 1 道路名称 区画道路幸八4号線(ス)
- 2 幅員 4メートル
- 3 延長 80メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 1936-4
- 5 終点 嘉島町大字上島 1938-21

- 1 道路名称 区画道路幸八5号線(セ)
- 2 幅員 5メートル
- 3 延長 30メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 1987-5
- 5 終点 嘉島町大字上島 2083-1

- 1 道路名称 区画道路幸八6号線(ソ)
- 2 幅員 5メートル
- 3 延長 20メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 1987-4
- 5 終点 嘉島町大字上島 2083-1

- 1 道路名称 都市計画道路上島上仲間線(タ)
- 2 幅員 14メートル
- 3 延長 20メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 842-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 842-1

- 1 道路名称 都市計画道路上島上仲間線(チ)
- 2 幅員 14メートル
- 3 延長 60メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 829-5
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 831-1

- 1 道路名称 都市計画道路上島上仲間線(ツ)
- 2 幅員 14メートル
- 3 延長 40メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 2090-1
- 5 終点 嘉島町大字上島 2091-1

- 1 道路名称 区画道路上川原1号線(テ)
- 2 幅員 6メートル
- 3 延長 20メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 842-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 842-1

- 1 道路名称 区画道路上川原1号線(ト)
- 2 幅員 6メートル
- 3 延長 80メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 834-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 833-1

- 1 道路名称 区画道路上川原9号線(ナ)
- 2 幅員 6メートル
- 3 延長 50メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 810-1
- 5 終点 嘉島町大字上島 2129-3

- 1 道路名称 区画道路上川原12号線(ニ)
- 2 幅員 4メートル
- 3 延長 130メートル

- 4 起点 嘉島町大字上島 2282-1
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 805-1

- 1 道路名称 区画道路同尻 2 号線 (ヌ)
- 2 幅員 6 メートル
- 3 延長 30 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上島 2122
- 5 終点 嘉島町大字上島 2122

- 1 道路名称 区画道路上川原 3 号線 (ネ)
- 2 幅員 6 メートル
- 3 延長 60 メートル
- 4 起点 嘉島町大字上仲間 829-5
- 5 終点 嘉島町大字上仲間 833-1

**熊本県告示第 23 号**

熊本県林地崩壊防止事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。  
平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林地崩壊防止事業実施要綱の一部を改正する要綱  
熊本県林地崩壊防止事業実施要綱(平成 12 年 3 月 3 日熊本県告示第 140 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 5 条」を「同法第 2 章又は第 5 条」に改める。

第 3 条中「800,000 円」を「200 万円」に改める。

別記第 1 号様式中「(別記第 1 号様式)」を「別記第 1 号様式(第 7 条関係)」に、「殿」を「様」に、「施行場所」を「施行箇所」に、「計画工事費」を「計画事業費」に、「番号(総括表番号)」を「箇所名」に改め、同様式付表の 1 中「流域名」を削り、「施行箇所」を「箇所名」に、

「

計 画	
市町村より の申請額	都道府県 審査額

」に、「施行順位」を「決定額」に、「保全対象」

を「前年度標準税収入」に、「日本工業規格 B4」を「日本工業規格 A4」に改める。  
別記第 1 号様式付表の 1 に備考として次のように加える。

備考

- 1 「摘要欄」には保全対象を明記すること。
- 2 「計画欄」は合計を、その摘要欄に採択要件を明記すること。

別記第 1 号様式付表の 2 中「都道府県審査済」を「都道府県審査額」に改める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**熊本県告示第 24 号**

熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱の一部を改正する要綱  
熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業実施要綱(昭和 48 年 10 月 2 日熊本県告示第 743 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和 26 年法律第 204 拾 9 号」を「昭和 26 年法律第 249 号」に改める。

第 3 条中「100,000 円」を「400,000 円」に改める。

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書の提出)

第 6 条 第 4 条の経費の補助を受けようとする市町村長は、林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書(別記第 1 号様式)を所轄地域振興局長を経由して知事に提出しなければならない。

(事業費の決定)

第 7 条 知事は、前条の林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書を受理したときは、その審査を行ない、当該林地荒廃防止施設災害復旧事業の事業費を決定し、その結果を市町村長に通知するものとする。

附則の次に次の様式を加える。

別記第 1 号様式(第 6 条関係)

熊本県知事

様

市町村長

第 年 月 日 号 印

年 月 発生した災害により被害を受けたので、熊本県林地荒廃防止施設災害復旧事業補助計画概要書  
 害復旧事業実施要綱第 6 条の規定に基づき、林地荒廃防止施設災害復旧事業補助計画概要書を別紙のとおり提出します。

別記第 1 号様式付表の 1

林地荒廃防止施設災害復旧事業補助計画概要書

災害発生 自 年 月 日  
 年 月 日 至 年 月 日

施設の管理 主体別	施行箇所		復旧計画			決定				経 済 効 果	摘 要	
	工事 番号	郡(市)町(村) 大字 字	事業 費	う ち 又 う	未 成 は 転	設計 概要	事業 費	う ち 又 う	未 成 は 転			設計 概要

(注)

- 「設計概要」欄には、主たる工種名及び数量を記入すること。
- 設計書、災害原因資料等を添付すること。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 25 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 1 月 12 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路 の種 類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般 県道	下郷北新 田線	宇城市小川町北部田字高倉  1150 番 4 地先から 同町北新田字二番割  91 番 19 地先まで	前	4.2 ～ 23.0	1492.7	旧道移管
				10.8 ～ 38.3	1231.9	
			後	10.8 ～ 38.3	1231.9	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 1 月 12 日

## 公 告

## 熊本県公告第15号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年1月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
複写サービス業務（大型カラー複写機）
- (2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 設置場所  
私学文書課浄書センター
- (4) 契約期間  
平成19年4月1日（日）から平成20年3月31日（月）まで  
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに1年間、契約を更新できるものとし、この更新は、2回限りとする。
- (5) 入札方法  
ア 入札金額は、複写サービス業務1枚当たりの単価とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目複写サービスに登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 複写サービス業務において使用する複写機の機能及び保守体制等を証明する書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）を提出し、承認を受けた者であること。
- (3) 6の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年1月12日（金）から平成19年1月26日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間  
平成19年1月12日（金）から平成19年2月2日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知

- 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
 熊本県総務部私学文書課文書係（県庁行政棟本館 2 階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 電話 096-333-2061（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
 5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所  
 ア 交付期間  
 平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 2 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
 イ 交付場所  
 5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
 ア 日時  
 平成 19 年 1 月 25 日（木）午前 9 時 30 分から  
 イ 場所  
 熊本県庁行政棟本館 3 階 301 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
 ア 日時  
 平成 19 年 2 月 13 日（火）午前 10 時から  
 イ 場所  
 熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
- (5) 入札書の提出方法  
 6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、見積もった 1 枚当たりの金額に年間複写予定枚数を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
 エ 記名押印を欠く入札  
 オ 金額を訂正した入札  
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
 キ 明らかに連合によると認められる入札  
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
 ケ 2 以上の意思表示をした入札  
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
 サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
 無
- (6) 契約の締結  
 ア 契約書作成の要否  
 要  
 イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。



- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 枚当たりの金額）に年間複写予定枚数を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 16 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
複写サービス業務（特殊高速複写機）
- (2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 設置場所  
私学文書課浄書センター
- (4) 契約期間  
平成 19 年 4 月 1 日（日）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで  
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに 1 年間、契約を更新できるものとし、この更新は、2 回限りとする。
- (5) 入札方法  
ア 入札金額は、複写サービス業務に係る月額料金とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額料金の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目複写サービスに登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 複写サービス業務において使用する複写機の機能及び保守体制等を証明する書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）を提出し、承認を受けた者であること。
- (3) 6 の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法  
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 1 月 26 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

- ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 2 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部私学文書課文書係（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2061（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 2 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 1 月 25 日（木）午前 9 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 3 階 301 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 2 月 13 日（火）午前 11 時から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった月額料金の 12 月を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行

- 者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 枚当たりの金額）に従い算出した月額料金に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に 12 月を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とすべし履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これを履行しすべし誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 17 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
複写サービス業務（準高速複写機）
- (2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 設置場所  
私学文書課浄書センター
- (4) 契約期間  
平成 19 年 4 月 1 日（日）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで  
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに 1 年間、契約を更新できるものとし、この更新は、2 回限りとする。
- (5) 入札方法  
ア 入札金額は、複写サービス業務 1 枚当たりの単価とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目複写サービスに登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 複写サービス業務において使用する複写機の機能及び保守体制等を証明する書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）を提出し、承認を受けた者であること。
- (3) 6 の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

## (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2581(ダイヤルイン)

## (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成19年1月12日(金)から平成19年1月26日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、

競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

## (1) 提出期間

平成19年1月12日(金)から平成19年2月2日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。

## (2) 提出場所

5に記載のとおり

## (3) 提出方法

5に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

## (4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

## 5 契約条項を示す場所

熊本県総務部私学文書課文書係(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2061(ダイヤルイン)

## 6 入札手続等

## (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5に記載のとおり

## (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所

## ア 交付期間

平成19年1月12日(金)から平成19年2月2日(金)までの日(県の休日を除く。)午前8時30分から午後5時までとする。

## イ 交付場所

5に記載のとおり

## (3) 入札説明会の日時及び場所

## ア 日時

平成19年1月25日(木)午前9時30分から

## イ 場所

熊本県庁行政棟本館3階301会議室

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 日時

平成19年2月13日(火)午後1時30分から

## イ 場所

熊本県庁行政棟本館1階101会議室

## (5) 入札書の提出方法

6の(4)記載の入札場所に持参するものとする。

## 7 その他

## (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった1枚当たりの金額に年間複写予定枚数を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札  
ケ 2 以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
無
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 枚当たりの金額）に年間複写予定枚数を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

### 熊本県公告第 18 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
複写サービス業務
- (2) 業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 設置場所  
本庁及び県内出先機関のうち複写サービス業務を必要とする場所
- (4) 契約期間  
平成 19 年 4 月 1 日（日）から平成 20 年 3 月 31 日（月）まで  
ただし、契約期間満了の日までに、契約当事者のいずれからも契約更新拒絶の意思表示がない場合には、さらに 1 年間、契約を更新できるものとし、この更新は、2 回限りとする。
- (5) 入札方法  
ア 入札金額は、複写サービス業務 1 枚当たりの単価とする。  
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 0.01 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目複写サービスに登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 複写サービス業務において使用する複写機の機能及び保守体制等を証明する書類（以下「競争入札参加資格確認申請書」という。）を提出し、承認を受けた者であること。
- (3) 6 の（4）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 1 月 26 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 2 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部私学文書課文書係（県庁行政棟本館 2 階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2061（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 2 月 5 日（月）までの日（県の休日を除く。）午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 1 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 3 階 301 会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成 19 年 2 月 13 日（火）午後 2 時 30 分から  
イ 場所  
熊本県庁行政棟本館 1 階 101 会議室
- (5) 入札書の提出方法  
6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、見積もった 1 枚当たりの金額に年間複写予定枚数を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
 無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
 要
- イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 枚当たりの金額）に年間複写予定枚数を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は入札説明書による。

### 熊本県公告第 19 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ロックタウン荒尾  
 荒尾市原万田 628 番 1 ほか
- 2 変更しようとする事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者（明林堂書店）の開店時刻及び閉店時刻  
 変更前 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時

- 変更後 開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午前 0 時
- 3 変更する年月日  
平成 18 年 12 月 16 日
  - 4 変更する理由  
経営環境に対応した営業政策のため
  - 5 届出年月日  
平成 18 年 12 月 14 日
  - 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課  
平成 19 年 1 月 12 日から平成 19 年 5 月 12 日まで

**熊本県公告第 20 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
グリーンスマイルー番館  
荒尾市下井手藤牧 1616 番 67 号ほか
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称) グリーンスマイルー番館  
変更後 グリーンスマイルー番館
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

小売業者		住 所
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)	
株式会社アレス	代表取締役社長 蒲原晴生	熊本市楠七丁目 8 番 10 号
その他未定		

(変更後)

小売業者		住 所
氏名又は名称	代表者 (法人の場合)	
株式会社アレス	代表取締役社長 蒲原晴生	熊本市楠七丁目 8 番 10 号
株式会社しまむら	代表取締役 野中正人	埼玉県さいたま市北区宮原二丁目 19 番 4 号
株式会社トライ・アムサンカクヤ	代表取締役 高田文雄	福岡県福岡市南区平和二丁目 7 番 26 号
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋政男	東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号
有限会社サカイ	取締役 酒井千代	福岡県大牟田市大字田隈 924 番地

- 3 変更の年月日  
平成 18 年 12 月 13 日
- 4 変更する理由  
店舗名称及び小売業者が決定したため
- 5 届出年月日  
平成 18 年 12 月 13 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課  
平成 19 年 1 月 12 日から平成 19 年 5 月 12 日まで

**熊本県公告第 21 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 8 月 1 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地



マックスバリュ田崎店  
熊本市田崎二丁目 340 番 23

2 市町村意見の概要  
なし

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 19 年 1 月 12 日から平成 19 年 2 月 12 日まで

熊本県公告第 22 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 8 月 11 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により天草市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）TSUTAYA 天草店  
天草市南新町 5 番 3 ほか

2 市町村意見の概要

- (1) 国道 324 号線において、店舗駐車場への右折による進入は、交通事故及び渋滞が懸念されるので、市道南新町 6 号線からの車両の進入を徹底指導対策を講じること。
- (2) 市道南新町 6 号線は、バス路線及び児童生徒の通学路に指定されており、商品の搬入搬出時や来店者にその旨を周知し、万全の安全対策を講じること。
- (3) 荷さばき及び廃棄物収集作業中のアイドリングを禁止するなど、騒音対策を徹底すること。
- (4) 近隣には、住宅地もあるので、住民から各種相談があった場合には、誠意をもって対応すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局総務振興課  
平成 19 年 1 月 12 日から平成 19 年 2 月 12 日まで

熊本県公告第 23 号

平成 19 年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者を把握するため、別表 1 又は別表 2 に定める技術者に該当する者を有し、治山・林道事業に係る測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 対象者

平成 19 年度熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者であって、平成 18 年度及び平成 19 年度治山・林道事業の業務委託に係る指名競争入札参加希望者調査において、該当する技術者を有することが確認済みの者（以下「確認者」という。）以外の指名を希望する者。ただし、確認者であっても平成 19 年度に業務等の拡大を希望する者は、対象者とする。

2 提出方法

持参又は郵送（簡易書留によること。）

3 提出期限

平成 19 年 2 月 5 日（郵送の場合は、平成 19 年 2 月 5 日消印有効）

4 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室
- (2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室

5 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加希望者調査表（別記様式 1）	1 部
2	技術者経歴書（別記様式 2）	1 部
3	測量・設計等実績調書（別記様式 3）	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

6 問い合わせ先

熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室 電話 096-333-2426

## 別表 1 技術者該当区分（治山事業関係）

## (1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上あるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量に従事した期間が 3 年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が 2 年以上あるもの

## (2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 2 年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者で、治山部門の職務に従事</p>

	<p>した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者で、治山部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、土木部門に関する5年以上の実務経験を有する者で、治山に関する実務経験（治山工事における現場代理人の経験を含む。）が4年以上あるもの</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、治山部門に関する4年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する18年以上の実務経験を有するもので、治山部門に関する実務経験が4年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する23年以上の実務経験を有するもので、治山に関する実務経験が4年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する28年以上の実務経験を有するもので、治山部門に関する実務経験が4年以上あるもの</p>

## 別表 2 技術者該当区分（林道事業関係）

## (1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

## (2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上ある者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、土木に関する実務経験が通算 2 年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が 1</p>

	<p>8 年以上ある者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、土木部門に関する 5 年以上の実務経験を有する者</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、土木部門に関する 4 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する 18 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後土木部門に関する 23 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後土木部門に関する 28 年以上の実務経験を有するもの</p>

**熊本県公告第 24 号**

大津町大菊土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。  
平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	富 永 清 次	菊池郡菊陽町大字津久礼 1747 番地
就任 理事	後 藤 三 雄	菊池郡菊陽町大字原水 2323 番地 2

**熊本県公告第 25 号**

菊池市菊池台地用水土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があった。  
平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
理事	大 住 清 昭	合志市野々島 3247 番地

**熊本県公告第 26 号**

八代市ほか 1 市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 15 年度から 平成 18 年度まで	坂本町中谷い・坂本・葉木の各一部	地籍図 ・地籍簿	平成 18 年 12 月 26 日
八代市	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	鏡町鏡・上鏡・下有佐の各一部		
上天草市	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	大矢野町登立・中・維和の各一部		

**熊本県公告第 27 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日  
平成 18 年 12 月 8 日
- 名称  
特定非営利活動法人ひまわりステーション
- 代表者の氏名  
松本 美恵子
- 主たる事務所の所在地  
人吉市瓦屋町 1848 番地
- 定款に記載された目的  
この法人は、夫婦共働きや、子育てに手助けを必要とする人々及び、その家族に対して乳幼児保育を通し、子どもの心身育成事業、子育て相談事業、放課後保育健全育成事業、夜間保育、特別保育事業障害児保育、地域との文化交流及び高齢者との交流事業、労働体験、自然体験等の健全育成事業を行い、地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 28 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 10 日
- 2 名称  
NPO 法人 KA プロジェクト・上天草市観光イベントプロジェクトチーム
- 3 代表者の氏名  
田中 万里
- 4 主たる事務所の所在地  
上天草市大矢野町登立 14147 番地 4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、上天草市の雲仙天草国立公園内という豊かな自然環境のもと、観光産業の振興と青少年育成につながる事業の企画実行及び環境保護活動をとおして、地域の特色を生かした観光とまちづくりによる地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 29 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 15 日
- 2 名称  
NPO 法人 HandtoLand
- 3 代表者の氏名  
中村 幸子
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市水前寺五丁目 17 番 25 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、熊本の豊かな風土を愛し、地域の活性化を待望する人々に対して、自然環境の保全や地域文化の振興、経済活動の活性化等に関する事業を行い、次世代に安心して託せる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 30 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 18 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人熊本日越協会
- 3 代表者の氏名  
西村 強
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市池田四丁目 22 番 1 号崇城大学内
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、ベトナムの子供たちに対して、訪問や支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。又、ベトナムの恵まれない子供たちへの経済援助及び学校への教育援助を通して日越間の交流を深め、活動を推進していく事でベトナム社会への関心を高め、国際援助にも寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 31 号**

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。  
平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 19 日
- 2 名称  
NPO 法人熊本リサイクル環境組合
- 3 代表者の氏名  
叶 里美
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市帯山四丁目 55 番 2 号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民・企業・行政等に対してゴミ問題、リサイクル、河川・海洋清掃浄化に関する事業を行い、快適社会の構築に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 32 号**

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 6 日
- 2 名称  
特定非営利活動法人さとかづき
- 3 代表者の氏名  
三浦 慶幸
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市東野二丁目 14 番 1 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域の幼児から高齢虚弱者などに対して、子育て支援や介護福祉に関する事業を行い、各世代総ての方々が安寧な生活が送られる様に、地域社会の、福祉の向上に寄与する事を目的とする。及び、この法人は障壁を有される方々を、社会を構成する重要なメンバーと位置付けている。前述の支援事業・介護事業を行うにあたり、障壁者の方々を介護職員及び事務職員として積極的に雇用し、障壁者個人が社会的・心理的・経済的に自立できる共生社会の確立を目的とする。

**熊本県公告第 33 号**

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日  
平成 18 年 12 月 18 日
- 2 名称  
NPO 法人コミュニケーション・コンサルティング熊本
- 3 代表者の氏名  
河添 博幸
- 4 主たる事務所の所在地  
熊本市室園町 8 番 24 号
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般の人々（老若男女）に対して、幅広いコミュニケーションをと  
おし、人材教育育成に関する事業を行い、人と社会の発展に寄与することを目的とする。

**熊本県公告第 34 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市栄字西沖 3794 番 93  
495.99 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市八景水谷四丁目 1 番 8 号  
工藤 利明

**熊本県公告第 35 号**

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時  
平成 19 年 1 月 24 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所



- 3 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 901 会議室
- 被聴聞者
- 商号 株式会社コダマ
- 代表者氏名 代表取締役 児玉 恵理子
- 事務所所在地 熊本県熊本市花畑町 1-4
- 免許証番号 熊本県知事(2)第 3958 号
- 免許年月日 平成 14 年 3 月 25 日
- 

**熊本県公告第 36 号**

宅地建物取引業法(昭和 27 年法律第 176 号)の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時  
平成 19 年 1 月 24 日 午後 3 時
- 2 聴聞の場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 901 会議室
- 3 被聴聞者
- 商号 有限会社大自然企画
- 代表者氏名 取締役 堀 春一
- 事務所所在地 熊本県菊池郡菊陽町津久礼 1995-8
- 免許証番号 熊本県知事(5)第 3043 号
- 免許年月日 平成 15 年 6 月 19 日
- 

**熊本県公告第 37 号**

平成 17 年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、平成 18 年 12 月 14 日の定例県議会で認定の議決があったので地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 6 項の規定に基づき、その要領を次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成17年度 熊本県一般会計・特別会計歳入歳出決算総括

会 計	予 算 総 額	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳入歳出差引額	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支額	予算総額に対する執行率		(単位 円)	
							歳 入	歳 出	本年度の	前年度の
一 般 会 計	768130965795	732047031002	720421256565	11625774437	4267457628	7358316809	95.3	93.8	98.4	98.1
特 別 会 計	56991525000	59928543487	52525879851	7402663636	111774000	7290889636	105.2	92.2	87.6	79.5
農業改良資金特別会計	813190000	829623718	560895519	268728199	0	268728199	102.0	69.0	67.6	66.8
中小企業振興資金特別会計	4819319000	7307504280	4728129170	2579375110	0	2579375110	151.6	98.1	64.7	62.5
母子寡婦福祉資金特別会計	211229000	224456957	146524070	77932887	0	77932887	106.3	69.4	65.3	51.8
用品調達基金管理事業特別会計	31096000	61434003	28322978	33111025	0	33111025	197.6	91.1	46.1	62.9
収入証紙特別会計	3150000000	3276471259	3050027271	226443988	0	226443988	104.0	96.8	93.1	94.2
熊本県立高等学校実習資金特別会計	272073000	315255854	247048857	68206997	0	68206997	115.9	90.8	78.4	75.7
港湾整備事業特別会計	3775069000	3985269094	3756854257	228414837	4500000	223914837	105.6	99.5	94.3	94.9
臨海工業用地造成事業特別会計	1875171000	2398695676	1860549968	538145708	0	538145708	127.9	99.2	77.6	62.9
用地先行取得事業特別会計	71465000	308698769	68092516	240606253	0	240606253	432.0	95.3	22.1	27.7
中小企業従業員住宅事業特別会計	3427000	3100172	3100172	0	0	0	90.5	90.5	100.0	70.5
育英資金貸与基金特別会計	654408000	645570217	569699085	75871132	0	75871132	98.6	87.1	88.2	98.8

熊本県一般会計・特別会計歳入歳出決算総括



平成17年度 熊本県一般会計歳入歳出決算総括

歳 入

款	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	収 入 済 額 (C)	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 誤 納 額	収 入 割 合		
								本 年 度 (C) 前 年 度 (A)	本 年 度 (C) 前 年 度 (B)	構 成 比
								%	%	%
第 1 款 第 県 税	141608924000	146663031490	142104111163	760587521	3798398806	495187163	66000	100.3 101.0	96.9 95.4	19.4
第 2 款 第 地 方 消 費 税 清 算 金	34330090000	34330089582	34330089582	0	0	-418	0	100.0 100.0	100.0 100.0	4.7
第 3 款 第 地 方 譲 与 税	13879566000	13879566000	13879566000	0	0	0	0	100.0 103.3	100.0 100.0	1.9
第 4 款 第 地 方 特 例 交 付 金	11258603000	11258603000	11258603000	0	0	0	0	100.0 100.0	100.0 100.0	1.5
第 5 款 第 地 方 交 付 税	219907926000	219907926000	219907926000	0	0	0	0	100.0 100.2	100.0 100.0	30.1
第 6 款 第 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	752804000	752804000	752804000	0	0	0	0	100.0 102.4	100.0 100.0	0.1
第 7 款 第 分 担 金 及 び 負 担 金	8755823000	8926297378	8682959230	7144537	236193611	-72865770	0	99.2 99.9	97.3 97.3	1.2
第 8 款 第 使 用 料 及 び 手 数 料	12872196000	13268223378	12920404283	11798152	336025443	48208283	2500	100.4 100.9	97.4 97.4	1.8
第 9 款 第 国 庫 支 出 金	143740959000	122866376582	122866376582	0	0	-20874582418	0	85.5 87.5	100.0 100.0	16.8
第 10 款 第 財 産 取 入	143778000	1676598632	1676237121	0	367411	238459121	5900	116.6 108.0	100.0 100.0	0.2
第 11 款 第 寄 附 金	33002000	27431000	27431000	0	0	-5571000	0	83.1 91.8	100.0 100.0	
第 12 款 第 繰 入 金	10582723000	10392287138	10392287138	0	0	-190435862	0	98.2 99.0	100.0 100.0	1.4

熊本県一般会計歳入歳出決算総括(歳入)

熊本県一般会計歳入歳出決算総括(歳入)

款	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額	収入割合		構成比
								本年度(C)/前年度(A)	本年度(C)/前年度(B)	
第13款 繰越金	1481918795	14819187970	14819187970	0	0	175	0	100.0	100.0	2.0
第14款 諸収入	36495883000	36882402591	36675448933	25913771	181360674	179565933	320787	100.5	99.4	5.0
第15款 県債	117655500000	101753600000	101753600000	0	0	-15901900000	0	86.5	100.0	13.9
歳入合計	768130965795	737404425741	732047031002	805443981	4552345945	-36083934793	395187	95.3	99.3	100.0
								95.8	99.0	

(単位 円)

歳 出 (単位:円)

款	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不 用 額 D (A-B-C)	予算現額と支出済額 の 比	予算に対する支出割合		構成比 %
						本年度(A) %	前年度(B) %	
第1款 第1議会議費	1,618,791,000	1,570,994,955	0	4,779,6045	47796045	97.0	97.7	0.2
第2款 第2議務費	3,908,188,214.2	3,700,329,848.6	174,560,000	206,112,765.6	2078583656	94.7	95.8	5.1
第3款 第3民生費	6,449,630,700.0	6,313,920,476.6	5,789,630,000	778,134,234	1357102234	97.9	97.9	8.8
第4款 第4衛生費	3,272,558,100.0	3,211,956,558.5	1,880,300,000	587,212,415	606015415	98.1	98.0	4.5
第5款 第5労働費	202,509,000.0	189,641,418.4	0	12,859,481.6	128594816	93.6	94.1	0.3
第6款 第6農林水産業費	8,735,721,700.0	7,821,197,589.3	8,589,784,000	554,571,07	9145241107	89.5	89.2	10.9
第7款 第7商工費	2,332,606,000.0	2,270,930,002	0	61,730,599.8	617305998	97.4	99.1	3.1
第8款 第8土木費	13,780,497,179.5	11,064,140,889.8	2,675,905,162.8	404,511,269	27163562897	80.3	80.2	15.4
第9款 第9警察費	4,195,791,776.5	4,145,058,554.1	0	50,733,222.4	507332224	98.8	98.2	5.7
第10款 第10教育費	17,368,108,000.0	17,261,470,331.1	7,027,300,000	100,313,168.9	1073404689	99.4	99.3	24.0
第11款 第11災害復旧費	12,156,770,000.0	7,398,962,070	4,549,963,000	207,844,930	4757807930	60.9	64.5	1.0
第12款 第12公債費	10,764,465,200.0	10,763,592,515.6	0	872,684.4	8726844	100.0	100.0	14.9
第13款 第13諸支出金	4,413,755,500.0	4,402,891,771.8	0	108,637,282	108637282	99.8	99.8	6.1
第14款 第14予備費	109,598,093	0	0	109,598,093	109598093	0.0	0.0	
歳 出 合 計	768,130,965,795	720,421,256,565	405,842,986,628	71,254,106,602	47709709230	93.8	93.9	100.0

熊本県一般会計歳入歳出決算総括(歳出)

平成17年度 熊本県特別会計歳入歳出決算総括

歳 入

特 別 会 計	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	收 入 済 額 (C)	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 誤 納 額	收 入 割 合 (単位 円)	
								本 年 度 前 年 度 (A)	本 年 度 前 年 度 (B)
農業改良資金特別会計	813190000	865471107	829623718	0	35847389	16433718	0	102.0 100.1	95.9 96.3
中小企業振興資金特別会計	4819319000	9470808607	7307504280	0	2163304327	2488185280	0	151.6 159.6	77.2 80.9
母子寡婦福祉資金特別会計	211229000	261909199	224456957	0	37452242	13227957	0	106.3 124.4	85.7 87.6
用品調達基金管理事業特別 会計	31096000	61434003	61434003	0	0	30338003	0	197.6 148.4	100.0 100.0
収入証紙特別会計	3150000000	3276471259	3276471259	0	0	126471259	0	104.0 104.5	100.0 100.0
熊本県立高等学校実習資金 特別会計	272075000	315255854	315255854	0	0	43182854	0	115.9 116.1	100.0 100.0
港湾整備事業特別会計	3775069000	4020977228	3985269094	1839374	33868760	210200094	0	105.6 104.3	99.1 99.2
臨海工業用地造成事業特別 会計	1875171000	2398695676	2398695676	0	0	523524676	0	127.9 157.8	100.0 100.0
用地先行取得事業特別会計	71465000	308698769	308698769	0	0	237233769	0	432.0 351.8	100.0 100.0
中小企業従業員住宅事業特 別会計	3427000	18305562	3100172	0	15205390	-326828	0	90.5 140.4	16.9 36.9
育英資金貸与基金特別会計	654408000	671863975	645570217	0	26293758	-8837783	0	98.6 100.0	96.1 92.8
林業改善資金特別会計	1817514000	2134387949	2133547949	0	840000	316033949	0	117.4 216.9	100.0 100.0

熊本県特別会計歳入歳出決算総括 (歳入)





歳 出

特 別 会 計	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	翌 年 度 繰 越 額 (C)	不 用 額 D (A-B-C)	予 算 現 額 と 支 出 済 額 の 比	予 算 に 対 する 支 出 制 割 合 (%)	
						本 年 度 ( $\frac{B}{A}$ )	前 年 度 ( $\frac{B}{A}$ )
農業改良資金特別会計	813190000	560895519	0	252294481	252294481	69.0	66.8
中小企業振興資金特別会計	4819319000	4728129170	0	91189830	91189830	98.1	99.7
母子寡婦福祉資金特別会計	211229000	146524070	0	64704930	64704930	69.4	64.5
用品調達基金管理事業特別 会計	31096000	28322978	0	2773022	2773022	91.1	93.4
収入証紙特別会計	3150000000	3050027271	0	99972729	99972729	96.8	98.5
熊本県立高等学校実習資金 特別会計	272073000	247048857	0	25024143	25024143	90.8	88.0
港湾整備事業特別会計	3775069000	3756854257	4500000	13714743	18214743	99.5	99.0
臨海工業用地造成事業特別 会計	1875171000	1860549968	0	14621032	14621032	99.2	99.2
用地先行取得事業特別会計	71465000	68092516	0	3372484	3372484	95.3	97.5
中小企業従業員住宅事業特 別会計	3427000	3100172	0	326828	326828	90.5	99.0
育英資金貸与基金特別会計	654408000	569699085	0	84708915	84708915	87.1	98.8
林業改善資金特別会計	1817514000	1721937539	0	95576461	95576461	94.7	61.9

熊本県特別会計歳入歳出決算総括(歳出)



平成17年度 熊本県一般会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位 円)
1	県 税	141608924000	146663031490	142104117163	760587521	3798398806	495187163	66000
	1 県 民 税	32792199000	35621337718	33001725105	511887219	2107725394	209526105	0
	2 事 業 税	36695815000	37160585884	36814585841	43769863	302228180	118770841	0
	3 不 動 産 取 得 税	4613806000	5289501813	4752687153	47954635	488860025	138881153	0
	4 自 動 車 税	24867223000	25819247304	24880504806	91297271	847511227	13281806	66000
	5 鉱 区 税	10922000	16806300	11223500	155100	5427700	301500	0
	6 自 動 車 取 得 税	4637311000	4626974100	4626974100	0	0	-10336900	0
	7 軽 油 引 取 税	17403233000	17357090426	17279189433	59331717	18569276	-124043567	0
	8 旧 法 に よ る 税	601000	13536591	1399225	6191716	5945650	798225	0
	9 県 た ば こ 税	3647748000	3636778833	3636778833	0	0	-10969167	0
	10 ゴ ル フ 場 利 用 税	902662000	935521952	913390598	0	22131354	10728598	0
	11 地 方 消 費 税	15820955000	15974953117	15974953117	0	0	153998117	0
	12 狩 猟 税	67804000	67947000	67947000	0	0	143000	0
	13 産 業 廃 棄 物 税	148645000	142752452	142752452	0	0	-5892548	0
2	地 方 消 費 税 清 算 金	34330090000	34330089582	34330089582	0	0	-418	0
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	34330090000	34330089582	34330089582	0	0	-418	0
3	地 方 譲 与 税	13879566000	13879566000	13879566000	0	0	0	0

熊本県一般会計歳入歳出決算

歳 入 入 入 (単位 円)

熊本県一般会計歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 誤 納 額
	1 地方道路譲与税	3817667000	3817667000	3817667000	0	0	0	0
	2 石油ガス譲与税	237487000	237487000	237487000	0	0	0	0
	3 航空機燃料譲与税	16282000	16282000	16282000	0	0	0	0
	4 所得譲与税	9808130000	9808130000	9808130000	0	0	0	0
4 地方特例交付金		11258602000	11258602000	11258602000	0	0	0	0
	1 地方特例交付金	11258602000	11258602000	11258602000	0	0	0	0
5 地方交付税		219907926000	219907926000	219907926000	0	0	0	0
	1 地方交付税	219907926000	219907926000	219907926000	0	0	0	0
6 交通安全対策特別交付金		752804000	752804000	752804000	0	0	0	0
	1 交通安全対策特別交付金	752804000	752804000	752804000	0	0	0	0
7 分担金及び負担金		8755825000	8926297378	8682959230	7144537	236193611	-72865770	0
	1 分担金	856697000	665624478	665624478	0	0	-191072522	0
	2 負担金	7899128000	8260672900	8017334752	7144537	236193611	118206752	0
8 使用料及び手数料		12872196000	13268225378	12920404283	11798152	336025443	48208283	2500
	1 使用料	9354203000	9798269619	9450448524	11798152	336025443	96245524	2500
	2 手数料	3517993000	3469955759	3469955759	0	0	-48037241	0
9 国庫支出金		143740959000	122866376582	122866376582	0	0	-20874582418	0

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位 円)	過 誤 納 額
	1 国庫負担金	47475242000	45389907144	45389907144	0	0	-2085334856		0
	2 国庫補助金	93133829000	74401704330	74401704330	0	0	-18732124670		0
	3 国庫委託金	3131888000	3074765108	3074765108	0	0	-57122892		0
10 財産収入		1437778000	1676598632	1676237121	0	367411	238459121		5900
	1 財産運用収入	974423000	996448710	996087199	0	367411	21664199		5900
	2 財産売却収入	463355000	680149922	680149922	0	0	216794922		0
11 寄附金		33002000	27431000	27431000	0	0	-5571000		0
	1 寄附金	33002000	27431000	27431000	0	0	-5571000		0
12 繰入金		10582723000	10392287138	10392287138	0	0	-190435862		0
	1 特別会計繰入金	4287761000	4287458094	4287458094	0	0	-302906		0
	2 基金繰入金	6294962000	6104829044	6104829044	0	0	-190132956		0
13 繰越金		14819187795	14819187970	14819187970	0	0	175		0
	1 繰越金	14819187795	14819187970	14819187970	0	0	175		0
14 諸収入		36495883000	36882402591	36675448933	25913771	181360674	179565933		320787
	1 延滞金、加算金及び 過料等	366371000	394854244	323833806	25445381	45895304	-42537194		320247
	2 県預金利子	25000000	26957677	26957677	0	0	1957677		0
	3 貸付金元利収入	20512117000	20343378407	20343378407	0	0	-168738593		0

熊本県一般会計歳入歳出決算



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 議会費		1618791000	1570994955	0	47796045	47796045
	1 議会費	1618791000	1570994955	0	47796045	47796045
2 総務費		39081882142	37003298486	17456000	2061127656	2078583656
	1 総務管理費	1757711750	16797915641	0	779196109	779196109
	2 企画費	4620907000	4426743174	17456000	176707826	194163826
	3 徴税費	6073063392	5889464209	0	183599183	183599183
	4 市町村振興費	7019841000	616358777	0	856253223	856253223
	5 選挙費	1197739000	1194351018	0	3187982	3187982
	6 防災費	898390000	863863642	0	34526358	34526358
	7 統計調査費	1278473000	1269850728	0	8622272	8622272
	8 人事委員会費	194539000	185760206	0	8778794	8778794
	9 監査委員費	221818000	211562091	0	10255909	10255909
3 民生費		64496307000	63139204766	578968000	778134234	1357102234
	1 社会福祉費	40665208000	39848094543	322925000	494188457	817113457
	2 児童福祉費	19242225000	18746652779	256043000	239529221	495572221
	3 生活保護費	4587175000	4542913577	0	44261423	44261423
	4 災害救助費	1699000	1543867	0	155133	155133

熊本県一般会計歳入歳出決算

(単位 円)

歳 出

熊本県一般会計歳入歳出決算

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額の との
4衛生費		32725581000	32119565585	18803000	587212415	606015415
	1公衆衛生費	24333298000	24053270088	18803000	261224912	280027912
	2環境衛生費	5085656000	4823077314	0	262578686	262578686
	3保健所費	2578110000	2532306302	0	45803698	45803698
	4医薬費	728517000	710911881	0	17605119	17605119
5労働費		2025009000	1896414184	0	128594816	128594816
	1労政費	252619000	238036527	0	14582473	14582473
	2職業訓練費	1398852000	1328501667	0	70350333	70350333
	3失業対策費	235536000	197612957	0	37923043	37923043
	4労働委員会費	138002000	132263033	0	5738967	5738967
6農林水産業費		87357217000	78211975893	8589786000	555457107	9145241107
	1農業費	18288698000	16544057915	1501077000	243563085	1744640085
	2畜産業費	4004135000	3791319413	177152000	35663587	212815587
	3農地費	34544748000	31357833791	3134527000	52387209	3186914209
	4林業費	22286066000	18951383004	3168558000	166124996	3334682996
	5水産業費	8233570000	7567381770	608470000	57718230	666188230
7商工費		23326606000	22709300002	0	617305998	617305998



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
	1 商業費	19155852000	19057368060	0	98483940	98483940
	2 工 鉱 業 費	338459000	2914299217	0	470259783	470259783
	3 観光費	786195000	737632725	0	48562275	48562275
8 土木費		137804971795	110641408898	26759051628	404511269	27163562897
	1 土木管理費	18941704795	17954937873	813596628	173170294	986766922
	2 道路橋りょう費	65449248000	52609616627	12816580000	23051373	12839631373
	3 河川海岸費	30412788000	22986542655	7403450000	22795345	7426245345
	4 港湾費	5908866000	5434777917	351459000	122629083	474088083
	5 都市計画費	14404162000	9277440491	5118679000	8042509	5126721509
	6 住宅費	2688203000	2378093335	255287000	54822665	310109665
9 警察費		41957917765	41450585541	0	507332224	507332224
	1 警察管理費	37955951765	37664165025	0	291786740	291786740
	2 警察活動費	4001966000	3786420516	0	215545484	215545484
10 教育費		173688108000	172614703311	70273000	1003131689	1073404689
	1 教育総務費	21449553000	21293683812	0	155869188	155869188
	2 小学校費	64701800000	64453822617	0	247977383	247977383
	3 中学校費	35812147000	35671102383	0	141044617	141044617

熊本県一般会計歳入歳出決算

熊本県一般会計歳入歳出決算 歳 出 (単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
	4 高等学校費	3575393000	35515278206	42273000	196411794	238684794
	5 特殊学校費	8994502000	8906606303	0	87895697	87895697
	6 大学費	2350505000	2278122023	0	72382977	72382977
	7 社会教育費	2778478000	2709414815	28000000	41063185	69063185
	8 保健体育費	1847160000	1786673152	0	60486848	60486848
11 災害復旧費		12156770000	7398962070	4549963000	207844930	4757807930
	1 農林水産業災害復旧費	4281519000	2785918880	1332706000	162894120	1495600120
	2 土木災害復旧費	7791586000	4559772226	3187094000	44719774	3231813774
	3 教育災害復旧費	72965000	42802000	30163000	0	30163000
	4 商工災害復旧費	10700000	10468964	0	231036	231036
12 公債費		107644652000	107635925156	0	8726844	8726844
	1 公債費	107644652000	107635925156	0	8726844	8726844
13 諸支出金		44137555000	4402891718	0	108637282	108637282
	1 繰出金	5830793000	5815375412	0	15417588	15417588
	2 ゴルフ場利用税交付金	657553000	637799157	0	19773843	19773843
	3 自動車取得税交付金	3116827000	3116783000	0	44000	44000
	4 利子割交付金	96750000	925340000	0	42210000	42210000

歳 出 (単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
	5 利子割精算金	1000000	546567	0	453433	453433
	6 特別地方消費税交付金	148000	0	0	148000	148000
	7 地方消費税清算金	1560877000	15608769582	0	418	418
	8 地方消費税交付金	17274506000	17274477000	0	29000	29000
	9 配当交付金	274094000	274069000	0	25000	25000
	10 株式等譲渡所得割交付金	406314000	375778000	0	30536000	30536000
14 予備費		109598093	0	0	109598093	109598093
	1 予備費	109598093	0	0	109598093	109598093
歳 出 合 計		768130965795	720421256565	40584298628	7125410602	47709709230

歳入歳出差引残額

11,625,774,437 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

11,625,774,437 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮谷 義子



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 農林水産業費		752,180,000	499,885,519	0	252,294,481	252,294,481
	1 農業改良資金	752,180,000	499,885,519	0	252,294,481	252,294,481
2 公債費		380,000,000	380,000,000	0	0	0
	1 公債費	380,000,000	380,000,000	0	0	0
3 諸支出金		572,100,000	572,100,000	0	0	0
	1 繰出金	572,100,000	572,100,000	0	0	0
歳 出 合 計		813,190,000	560,995,519	0	252,294,481	252,294,481

歳入歳出差引残額 268,728,199 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 268,728,199 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県農業改良資金特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1歳入金		1322000	1322000	1322000	0	0	0	0
	1一般会計歳入金	1322000	1322000	1322000	0	0	0	0
2諸収入		3386694000	5537786642	3374482315	0	2163304327	-12211885	0
	1貸付金元利収入	3386678000	5407712110	3374437751	0	2033274359	-12240249	0
	2雑入	16000	130074532	44564	0	130029968	28564	0
3県債		637875000	637875000	637875000	0	0	0	0
	1県債	637875000	637875000	637875000	0	0	0	0
4繰越金		793428000	3293824965	3293824965	0	0	2500396965	0
	1繰越金	793428000	3293824965	3293824965	0	0	2500396965	0
歳入合計		4819319000	9470808607	7307504280	0	2163304327	2488185280	0

熊本県中小企業振興資金特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額の比
1 商工費		14,123,520,000	13,213,557,348	0	907,946,522	90794652
	1 中小企業振興資金	14,123,520,000	13,213,557,348	0	907,946,522	90794652
2 公債費		22,960,140,000	22,956,188,222	0	3,951,178	395178
	1 公債費	22,960,140,000	22,956,188,222	0	3,951,178	395178
3 諸支出金		11,109,530,000	11,109,530,000	0	0	0
	1 繰出金	11,109,530,000	11,109,530,000	0	0	0
歳 出 合 計		48,193,190,000	47,281,291,700	0	91,189,830	91189830

歳入歳出差引残額

2,579,375,110 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

2,579,375,110 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成 17 年度 熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位 円)
1 繰入金		44,000	43,561	43,561	0	0	-439	0
	1 一般会計繰入金	44,000	43,561	43,561	0	0	-439	0
2 諸収入		805,300,000	1,222,137,271	847,614,885	0	374,522,422	423,485	0
	1 貸付金元利収入	805,300,000	1,209,972,211	835,449,799	0	374,522,422	301,4979	0
	2 雑入	0	121,650,6	121,650,6	0	0	121,650,6	0
3 繰越金		130,655,000	139,651,911	139,651,911	0	0	899,6911	0
	1 繰越金	130,655,000	139,651,911	139,651,911	0	0	899,6911	0
歳入合計		211,229,000	2,619,091,999	2,244,569,571	0	374,522,422	1,322,7957	0

熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算



(単位 円)

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 民生費		150621000	85916826	0	64704174	64704174
	1 母子寡婦福祉資金	150621000	85916826	0	64704174	64704174
2 公債費		58813000	58812244	0	756	756
	1 公債費	58813000	58812244	0	756	756
3 諸支出金		1795000	1795000	0	0	0
	1 繰出金	1795000	1795000	0	0	0
歳 出 合 計		211229000	146524070	0	64704930	64704930

歳入歳出差引残額

77,932,887 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

77,932,887 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算

平成 17 年度 熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算  
入

款	項	(単位 円)						
		予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1	繰入金	6522000	36859672	36859672	0	0	30337672	0
	1基金繰入金	6522000	36859672	36859672	0	0	30337672	0
2	繰越金	24574000	24574331	24574331	0	0	331	0
	1繰越金	24574000	24574331	24574331	0	0	331	0
歳入合計		31096000	61434003	61434003	0	0	30338003	0

熊本県用品調達基金管理事業特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 総務費		31096000	28322978	0	2773022	2773022
	1 用度費	31096000	28322978	0	2773022	2773022
歳 出 合 計		31096000	28322978	0	2773022	2773022

(単位 円)

歳入歳出差引残額  
うち基金繰入額  
翌年度へ繰越額

33,111,025 円  
なし  
33,111,025 円

平成18年9月15日提出

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

平成17年度 熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	收 入 済 額	不 納 欠 損 額	收 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 繰 納 額
1 証紙収入		2951000000	3077091483	3077091483	0	0	126091483	0
	1 証紙収入	2951000000	3077091483	3077091483	0	0	126091483	0
2 繰越金		199000000	199379776	199379776	0	0	379776	0
	1 繰越金	199000000	199379776	199379776	0	0	379776	0
歳 入 合 計		3150000000	3276471259	3276471259	0	0	126471259	0

熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 諸支出金		3150000000	3050027271	0	99972729	99972729
	1 繰出金	3150000000	3050027271	0	99972729	99972729
歳 出 合 計		3150000000	3050027271	0	99972729	99972729

歳入歳出差引残額  
うち基金繰入額  
翌年度へ繰越額

226,443,988 円  
なし  
226,443,988 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収入証紙特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1財産収入		170140000	178501497	178501497	0	0	8361497	0
	1財産運用収入	0	147217	147217	0	0	147217	0
	2財産売却収入	170140000	178354280	178354280	0	0	8214280	0
2繰入金		63447000	56824897	56824897	0	0	-6622103	0
	1一般会計繰入金	63447000	56824897	56824897	0	0	-6622103	0
3諸収入		0	778512	778512	0	0	778512	0
	1雑入	0	778512	778512	0	0	778512	0
4繰越金		38486000	79150948	79150948	0	0	40664948	0
	1繰越金	38486000	79150948	79150948	0	0	40664948	0
歳入合計		272073000	315253854	315253854	0	0	43182854	0

熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1 教育費		272073000	247048857	0	25024143	25024143
	1 高等学校費	272073000	247048857	0	25024143	25024143
歳 出 合 計		272073000	247048857	0	25024143	25024143

(単位 円)

歳入歳出差引残額 68,206,997 円

うち基金繰入額 な し

翌年度へ繰越額 68,206,997 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県立高等学校実習資金特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳

入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1	使用料及び手数料	689345000	766029839	733644385	1839374	30546080	44299385	0
	1 使用料	689345000	766029839	733644385	1839374	30546080	44299385	0
2	財産収入	0	29218500	29218500	0	0	29218500	0
	1 財産売却収入	0	29218500	29218500	0	0	29218500	0
3	繰入金	2999724000	2999724000	2999724000	0	0	0	0
	1 一般会計繰入金	2999724000	2999724000	2999724000	0	0	0	0
4	諸収入	16000000	18204350	14881670	0	3322680	-1118330	0
	1 雑入	16000000	18204350	14881670	0	3322680	-1118330	0
5	繰越金	70000000	207800539	207800539	0	0	137800539	0
	1 繰越金	70000000	207800539	207800539	0	0	137800539	0
歳入合計		3775069000	4020977228	3985269094	1839374	33868760	210200094	0

熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

(単位 円)



歳 出 (単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1 土木費		631345000	614976326	4500000	11868674	16368674
	1 港湾費	631345000	614976326	4500000	11868674	16368674
2 公債費		3143724000	3141877931	0	1846069	1846069
	1 公債費	3143724000	3141877931	0	1846069	1846069
歳 出 合 計		3775069000	3756854257	4500000	13714743	18214743

歳入歳出差引残額

228,414,837 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

228,414,837 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算  
歳入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位 円)	過 誤 納 額
1	財産収入	12000	1847102	1847102	0	0	1835102		0
	1 財産運用収入	12000	1847102	1847102	0	0	1835102		0
2	繰入金	48400000	48400000	48400000	0	0	0		0
	1 基金繰入金	48400000	48400000	48400000	0	0	0		0
3	諸収入	1104148000	1110951769	1110951769	0	0	6803769		0
	1 雑入	1104148000	1110951769	1110951769	0	0	6803769		0
4	繰越金	722611000	1237496805	1237496805	0	0	514885805		0
	1 繰越金	722611000	1237496805	1237496805	0	0	514885805		0
	歳入合計	1875171000	2398695676	2398695676	0	0	523524676		0

熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 土木費		136571000	121949968	0	14621032	14621032
	1 港湾費	136571000	121949968	0	14621032	14621032
2 公債費		1108600000	1108600000	0	0	0
	1 公債費	1108600000	1108600000	0	0	0
3 諸支出金		630000000	630000000	0	0	0
	1 繰出金	630000000	630000000	0	0	0
歳 出 合 計		1875171000	1860549968	0	14621032	14621032

歳入歳出差引残額

538,145,708 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

538,145,708 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮谷 義子

平成 17 年度 熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 誤 納 額
1 財産収入		8211000	15460053	15460053	0	0	7249053	0
	1 財産運用収入	8211000	15460053	15460053	0	0	7249053	0
2 繰越金		63254000	293238716	293238716	0	0	229984716	0
	1 繰越金	63254000	293238716	293238716	0	0	229984716	0
歳入合計		71465000	308698769	308698769	0	0	237233769	0

熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

(単位 円)

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比	(単位 円)
1 総務費		114,650,000	80,925,516	0	33,724,844	3372484	3372484
	1 総務管理費	114,650,000	80,925,516	0	33,724,844	3372484	3372484
2 諸支出金		60,000,000	60,000,000	0	0	0	0
	1 繰出金	60,000,000	60,000,000	0	0	0	0
歳 出 合 計		714,650,000	680,925,516	0	33,724,844	3372484	3372484

歳入歳出差引残額 240,606,253 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 240,606,253 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 労働費		427000	402187	0	24813	24813
	1 中小企業従業員住宅費	427000	402187	0	24813	24813
2 諸支出金		3000000	2697985	0	302015	302015
	1 繰出金	3000000	2697985	0	302015	302015
歳 出 合 計		3427000	3100172	0	326828	326828

(単位 円)

歳入歳出差引残額 0 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 0 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県中小企業従業員住宅事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算

歳

入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1 国庫支出金		346020000	338539000	338539000	0	0	-7481000	0
	1 国庫補助金	346020000	338539000	338539000	0	0	-7481000	0
2 財産収入		769000	765236	765236	0	0	-3764	0
	1 財産運用収入	769000	765236	765236	0	0	-3764	0
3 繰入金		241170000	228245000	228245000	0	0	-12925000	0
	1 一般会計繰入金	187230000	180669000	180669000	0	0	-6561000	0
	2 基金繰入金	53940000	47576000	47576000	0	0	-6364000	0
4 諸収入		62771000	100636732	74343974	0	26293758	11571974	0
	1 貸付金元利収入	62771000	83440545	73341529	0	10099016	10570529	0
	2 雑入	0	17196187	1001445	0	16194742	1001445	0
5 繰越金		3678000	3678007	3678007	0	0	7	0
	1 繰越金	3678000	3678007	3678007	0	0	7	0
歳入合計		654408000	671863975	645570217	0	26293758	-8837783	0

熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1 教育費		654,408,000	569,699,085	0	84,708,915	84,708,915
	1 育英資金	654,408,000	569,699,085	0	84,708,915	84,708,915
歳 出 合 計		654,408,000	569,699,085	0	84,708,915	84,708,915

歳入歳出差引残額 75,871,132 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 75,871,132 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県育英資金貸与基金特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	(単位 円) 過誤納額
1	繰入金	265000	265000	265000	0	0	0	0
	1 一般会計繰入金	265000	265000	265000	0	0	0	0
2	諸収入	1155375000	1142369953	1141529953	0	840000	-13845047	0
	1 貸付金元利収入	1155375000	1142235212	1141395212	0	840000	-13979788	0
	2 雑入	0	134741	134741	0	0	134741	0
3	県債	500250000	500250000	500250000	0	0	0	0
	1 県債	500250000	500250000	500250000	0	0	0	0
4	繰越金	161624000	491502996	491502996	0	0	329878996	0
	1 繰越金	161624000	491502996	491502996	0	0	329878996	0
歳入合計		1817514000	2134387949	2133547949	0	840000	316033949	0

熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1 農林水産業費		1316955000	1221380353	0	95574647	95574647
	1 林業改善資金	1316955000	1221380353	0	95574647	95574647
2 公債費		500406000	500405077	0	923	923
	1 公債費	500406000	500405077	0	923	923
3 諸支出金		153000	152109	0	891	891
	1 繰出金	153000	152109	0	891	891
歳 出 合 計		1817514000	1721937539	0	95576461	95576461

歳入歳出差引残額 411,610,410 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 411,610,410 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県林業改善資金特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1財産収入		0	2948	2948	0	0	2948	0
	1財産運用収入	0	2948	2948	0	0	2948	0
2繰入金		2925000	2776000	2776000	0	0	-149000	0
	1一般会計繰入金	2925000	2776000	2776000	0	0	-149000	0
3諸収入		154000000	165123974	161567043	0	3556931	7567043	0
	1貸付金元利収入	154000000	164527065	161107065	0	3420000	7107065	0
	2雑入	0	596909	459978	0	136931	459978	0
4繰越金		0	132270945	132270945	0	0	132270945	0
	1繰越金	0	132270945	132270945	0	0	132270945	0
歳入合計		156925000	300173867	296616936	0	3556931	139691936	0

熊本県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1 農 林 水 産 業 費		156,925,000	126,519,622	0	30,405,378	30,405,378
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金	156,925,000	126,519,622	0	30,405,378	30,405,378
歳 出 合 計		156,925,000	126,519,622	0	30,405,378	30,405,378

歳 入 歳 出 差 引 残 額 170,097,314 円  
 う ち 基 金 繰 入 額 な し  
 翌 年 度 へ 繰 越 額 170,097,314 円

平成18年9月15日提出

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

熊 本 県 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算

平成17年度 熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1	諸収入	1,837,281,000	2,125,971,853	2,125,971,853	0	0	288,690,853	0
	1 貸付金元利収入	1,837,281,000	2,125,971,853	2,125,971,853	0	0	288,690,853	0
2	繰越金	2,187,877,000	2,187,877,588	2,187,877,588	0	0	588	0
	1 繰越金	2,187,877,000	2,187,877,588	2,187,877,588	0	0	588	0
歳入合計		4,025,158,000	4,313,849,441	4,313,849,441	0	0	288,691,441	0

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 総務費		1,600,508,000	708,554,000	0	891,954,000	891,954,000
	1 市町村振興資金	1,600,508,000	708,554,000	0	891,954,000	891,954,000
2 諸支出金		242,465,000	242,465,000	0	0	0
	1 繰出金	242,465,000	242,465,000	0	0	0
歳 出 合 計		4,025,158,000	3,133,204,000	0	891,954,000	891,954,000

歳入歳出差引残額

1,180,645,441 円

うち基金繰入額

なし

翌年度へ繰越額

1,180,645,441 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	(単位 円)	過 誤 納 額
1	分担金及び負担金	1503928000	1621035381	1621035381	0	0	117107381	0	0
	1 負担金	1503928000	1621035381	1621035381	0	0	117107381	0	0
2	国庫支出金	1168050000	836350000	836350000	0	0	-331700000	0	0
	1 国庫補助金	1168050000	836350000	836350000	0	0	-331700000	0	0
3	繰入金	426084000	425678880	425678880	0	0	-405120	0	0
	1 一般会計繰入金	426084000	425678880	425678880	0	0	-405120	0	0
4	諸収入	22757000	22978477	22978477	0	0	221477	0	0
	1 雑入	22757000	22978477	22978477	0	0	221477	0	0
5	県債	478000000	370000000	370000000	0	0	-108000000	0	0
	1 県債	478000000	370000000	370000000	0	0	-108000000	0	0
6	繰越金	239374000	1171107454	1171107454	0	0	931733454	0	0
	1 繰越金	239374000	1171107454	1171107454	0	0	931733454	0	0
歳 入 合 計		3838193000	4447150192	4447150192	0	0	608957192	0	0

熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算



歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比
1 土木費		3183171000	2608065225	546400000	28705775	575105775
	1 流域下水道費	3183171000	2608065225	546400000	28705775	575105775
2 公債費		655022000	655020428	0	1572	1572
	1 公債費	655022000	655020428	0	1572	1572
歳 出 合 計		3838193000	3263085653	546400000	28707347	575107347

(単位 円)

歳入歳出差引残額 1,184,064,539 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 1,184,064,539 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成 1 7 年度 熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算

歳

入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	過誤納額
1財産収入		187162000	213501903	213501903	0	0	26339903	0
	1財産運用収入	5565000	17102708	17102708	0	0	11537708	0
	2財産売却収入	181597000	196399195	196399195	0	0	14802195	0
2県債		2196000000	11000000	11000000	0	0	-2185000000	0
	1県債	2196000000	11000000	11000000	0	0	-2185000000	0
3繰越金		179790000	252322405	252322405	0	0	72532405	0
	1繰越金	179790000	252322405	252322405	0	0	72532405	0
歳入合計		2562953000	476824308	476824308	0	0	-2086127692	0

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計歳入歳出決算

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1 商 工 費		2225343000	19805812	1766574000	438963188	2205537188
	1 工 鉦 業 費	2225343000	19805812	1766574000	438963188	2205537188
2 公 債 費		337609000	337608700	0	300	300
	1 公 債 費	337609000	337608700	0	300	300
歳 出 合 計		2562952000	357414512	1766574000	438963488	2205537488

歳入歳出差引残額 119,409,796 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 119,409,796 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

平成17年度 熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

入

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較	過 誤 納 額
1 水 汚 染 推 進 汚 泥 処 理 事 業 費		1094742000	1094741579	1094741579	0	0	-421	0
	1分 担 金 及 び 負 担 金	1094742000	1094741579	1094741579	0	0	-421	0
2 チ ソ ン 貸 付 費		1519266000	1519265912	1519265912	0	0	-88	0
	1 諸 収 入	1519266000	1519265912	1519265912	0	0	-88	0
3 水 俣 病 問 題 解 決 支 援 財 団 出 資 費		276267000	276266680	276266680	0	0	-320	0
	1 繰 入 金	276267000	276266680	276266680	0	0	-320	0
4 支 援 措 置 費		8341764000	8340082957	8340082957	0	0	-1681043	0
	1 国 庫 支 出 金	6400121000	6400119283	6400119283	0	0	-1717	0
	2 繰 入 金	343643000	341963674	341963674	0	0	-1679326	0
	3 県 債	1598000000	1598000000	1598000000	0	0	0	0
歳 入 合 計		11232039000	11230357128	11230357128	0	0	-1681872	0
	熊本県のチソン株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算							

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 水俣湾堆積汚泥処理事業費		2385705000	2385704582	0	418	418
	1 公債費	2385705000	2385704582	0	418	418
2 チッソ貸付費		5645024000	5645023339	0	661	661
	1 公債費	5645024000	5645023339	0	661	661
3 水俣・芦北地域振興基金貸付費		983400000	983398853	0	1147	1147
	1 公債費	983400000	983398853	0	1147	1147
4 水俣病問題解決支援財団出資費		276267000	276266680	0	320	320
	1 公債費	276267000	276266680	0	320	320
5 支援措置費		1941643000	1939963674	0	1679326	1679326
	1 環境費	1598000000	1598000000	0	0	0
	2 公債費	343643000	341963674	0	1679326	1679326
歳 出 合 計		11232039000	11230357128	0	1681872	1681872

歳入歳出差引残額 0 円

うち基金繰入額 な し

翌年度へ繰越額 0 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計歳入歳出決算

平成17年度 熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較	過 誤 納 額
1歳入金		342562000	334383244	334383244	0	0	-8178756	0
	1一般会計歳入金	342562000	334383244	334383244	0	0	-8178756	0
2県債		17339735000	17339734290	17339734290	0	0	-710	0
	1県債	17339735000	17339734290	17339734290	0	0	-710	0
歳 入 合 計		17682297000	17674117534	17674117534	0	0	-8179466	0
熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算								

(単位 円)

(単位 円)

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比
1 公 債 費		17,682,297,000	17,674,117,534	0	8,179,466	8:179:466
	1 公 債 費	17,682,297,000	17,674,117,534	0	8,179,466	8:179:466
歳 出 合 計		17,682,297,000	17,674,117,534	0	8,179,466	8:179:466

歳入歳出差引残額 0 円  
 うち基金繰入額 な し  
 翌年度へ繰越額 0 円

平成18年9月15日提出

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算

**熊本県公告第 38 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、熊本市の住民及び利害関係人は、期間満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3.2.62 号 春日池上線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市春日五丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課、熊本県熊本土木事務所企画調査課、熊本市都市整備局都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成 19 年 1 月 12 日から平成 19 年 1 月 26 日まで

**熊本県公告第 39 号**

熊本市天明新川土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	中 村 徳 生	熊本市御幸木部一丁目 7 番 7 号
"	後 藤 英 一	熊本市南高江四丁目 2 番 7 号
"	河 上 正 弘	熊本市美登里町 345 番地
"	近 藤 博 寿	熊本市近見六丁目 20 番 85 号
"	下 村 正 則	熊本市護藤町 2805 番地
"	柴 田 生 人	熊本市御幸笛田五丁目 3 番 28 号
"	中 村 宣 生	熊本市美登里町 1261 番地
"	本 田 良 之	熊本市元三町三丁目 3 番 19 号
"	林 田 正 廣	熊本市銭塘町 1190 番地
"	西 村 立 義	熊本市八幡七丁目 1 番 5 号
"	森 下 孝 康	熊本市南高江一丁目 4 番 37 号
"	小 山 富 士 雄	熊本市奥古閑町 247 番地
"	松 村 朋 和	熊本市御幸西一丁目 7 番 23 号
"	上 田 道 徳	熊本市内田町 79 番地
"	浦 田 勝 也	熊本市海路口町 3893 番地
"	藤 本 喜 久 生	熊本市川口町 2793 番地
監事	宮 本 秀 雄	熊本市川口町 3283 番地
"	東 誠 一	熊本市南高江一丁目 15 番 25 番地
"	丸 山 清 憲	熊本市護藤町 1289 番地
"	太 田 拓 也	熊本市御幸西三丁目 3 番 22 号
就任		
理事	中 村 徳 生	熊本市御幸木部一丁目 7 番 7 号
"	後 藤 英 一	熊本市南高江四丁目 2 番 7 号
"	河 上 正 弘	熊本市美登里町 345 番地
"	近 藤 博 寿	熊本市近見六丁目 20 番 85 号
"	下 村 正 則	熊本市護藤町 2805 番地
"	柴 田 生 人	熊本市御幸笛田五丁目 3 番 28 号
"	中 村 宣 生	熊本市美登里町 1261 番地
"	志 柿 勇 二	熊本市元三町二丁目 5 番 33 号



”	林 田 正 廣	熊本市銭塘町 1190 番地
”	西 村 立 義	熊本市八幡七丁目 1 番 5 号
”	森 下 孝 康	熊本市南高江一丁目 4 番 37 号
”	林 田 徳 一	熊本市奥古閑町 4202 番地
”	松 村 朋 和	熊本市御幸西一丁目 7 番 23 号
”	田 上 劭	熊本市内田町 620 番地
”	林 田 賢 一	熊本市海路口町 718 番地
”	藤 本 喜久生	熊本市川口町 2793 番地
監事	井 手 諭	熊本市川口町 3283 番地
”	東 誠 一	熊本市南高江一丁目 15 番 52 号
”	石 坂 義 人	熊本市護藤町 2133 番地
”	長 井 文 夫	熊本市御幸木部三丁目 6 番 1 号

### 熊本県公告第 40 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量  
男性警察官用冬服（上下） 212 着

(2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限  
平成 19 年 3 月 30 日（金）

(4) 納入場所  
熊本県警察学校

(5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

(6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、4 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品に必要な生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者

(6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。

- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)、(6)及び(7)に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間  
平成 19 年 1 月 12 日 (金) から平成 19 年 1 月 22 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、提出期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、資格確認が入札に間に合わないことがある。
- (2) 提出場所  
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5 に記載する場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。  
また、電子入札により参加する者は、(4) の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2 の (5) を証明する書類 (原反出荷引受証明書等)  
ウ 2 の (6) を証明する書類 (契約書等の写し)  
エ 2 の (7) を証明する書類 (縫製引受証明書等)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、4 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成 19 年 1 月 12 日 (金) から平成 19 年 1 月 19 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話 096-333-2580 (ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成 19 年 1 月 12 日 (金) から平成 19 年 1 月 22 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。  
イ 交付場所  
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所  
ア 電子入札システムによる入札  
3 の (5) 記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム (運用時間: 午前 9 時 ~ 午後 5 時) により入札すること。  
入札書受付締切日時 平成 19 年 1 月 25 日 (木) 午後 4 時  
イ 紙入札方式による入札

日 時 平成 19 年 1 月 26 日 (金) 午前 9 時 30 分から  
 場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
 熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)

- ウ 開札の日時及び場所  
 上記 (イ) に同じ。
- (4) 入札書の提出方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合  
 電子入札システムにより入札する者は、6 の (3) のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
- イ 紙入札方式の場合  
 6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 1 月 25 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) のウ記載の開札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 19 年 1 月 24 日 (水) までに 5 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
 設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- イ 契約の締結期限  
 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、こ

れらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 41 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量  
男性警察官用合服（上下） 212 着
- (2) 調達物品の規格及び品質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限  
平成 19 年 3 月 30 日（金）
- (4) 納入場所  
熊本県警察学校
- (5) 電子入札に関する事項  
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。  
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

#### (6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

#### 2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、4 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品に必要とする生地の供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
- (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
- (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。

#### 3 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、2 の（5）、（6）及び（7）に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

#### (1) 提出期間

平成 19 年 1 月 12 日（金）から平成 19 年 1 月 22 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、提出期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、資格確認が入札に間に合わないことがある。

#### (2) 提出場所

- 5に記載のとおり
- (3) 提出方法  
5に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 2の(5)を証明する書類（原反出荷引受証明書等）  
ウ 2の(6)を証明する書類（契約書等の写し）  
エ 2の(7)を証明する書類（縫製引受証明書等）
- (5) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法  
2の(1)に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、4の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成19年1月12日（金）から平成19年1月19日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成19年1月12日（金）から平成19年1月22日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所  
ア 電子入札システムによる入札  
3の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前9時～午後5時）により入札すること。  
入札書受付締切日時 平成19年1月25日（木）午後4時  
イ 紙入札方式による入札  
日 時 平成19年1月26日（金） 午前10時10分から  
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）  
ウ 開札の日時及び場所  
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法  
ア 電子入札システムによる入札の場合  
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。  
イ 紙入札方式の場合  
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年1月25日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) のウ記載の開札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 19 年 1 月 24 日（水）までに 5 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否  
要
- イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

### 熊本県公告第 42 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字中手町 269 番、同 270 番、同 271 番、同 275 番 1、同 276 番 1、同 277 番 1、同 278 番 1、同 279 番 1、同 280 番 1 及び水路の一部  
8,741.22 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡嘉島町大字上島 2098 番地  
株式会社林田製材

## 熊交規公告第 879 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 12 月 26 日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 委託業務の名称

交通量調査業務委託

## (2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 委託期間

契約を締結した翌日から平成 19 年 3 月 23 日まで

## (4) 入札方法

ア 入札金額は、交通量調査業務委託に要する費用とする。

イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

## (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年 5 月 12 日熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として調査業務「交通関係調査」に登録された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

## (2) 6 の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年 10 月 18 日熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

## (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

## (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

## 3 入札参加資格を得るための申請方法等

## (1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱



に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-383-1111 内線6350
  - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成18年12月26日（火）から平成19年1月9日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込兼参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間  
平成18年12月26日（火）から平成19年1月22日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
  - (2) 提出場所  
5に記載のとおり
  - (3) 提出方法  
5に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
  - (4) 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県警察本部交通規制課管制第二係（県庁警察棟8階）  
郵便番号 862-8610 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-381-0110 内線5233
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成18年12月26日（火）から平成19年1月22日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
イ 交付場所  
5に記載のとおり
  - (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成19年1月29日（月）午前10時30分から

## イ 場所

熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号 熊本県警察本部 8 階管制センター

## (4) 入札書の提出方法

6 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 1 9 年 1 月 2 6 日 (金) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

## 7 その他

## (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上をわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

## (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 2 9 年法律第 8 9 号) 第 9 5 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

## (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## (5) 最低制限価格

無

## (6) 契約の締結

## ア 契約書作成の要否

要

## イ 契約の締結期限

落札者決定の日から14日以内とする。

## ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から7日以内とする。

## (7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (8) その他詳細は、入札説明書による。

## 登 載 依 頼

## 熊 本 県 公 営 企 業 管 理 規 程 第 1 号

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

平 成 19 年 1 月 12 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

熊 本 県 企 業 局 会 計 規 程 ( 昭 和 39 年 電 気 事 業 管 理 規 程 第 2 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 83 条 第 2 項 中 第 2 号 を 第 3 号 と し、 第 1 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る。

( 2 ) 樹 木 保 護 管 理 の 委 託 に 係 る 入 札

第 90 条 の 3 第 1 項 中 「 令 第 21 条 の 14 第 1 項 第 3 号 」 の 次 に 「 及 び 第 4 号 」 を 加 え る。

附 則

こ の 規 程 は、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る。